

午前10時00分 開会

議長（山本一成君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、議第46号平成20年度別府市一般会計補正予算（第5号）を上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

市長（浜田 博君） ただいま上程されました議第46号平成20年度別府市一般会計補正予算（第5号）の概要について、御説明いたします。

去る1月27日、景気後退化での住民への生活支援を行うことを目的に、あわせて地域の経済対策に資するための定額給付及び多子世帯の子育てに対する生活安心の確保を図ることを目的とした子育て応援特別手当関連経費を含めた国の第2次補正予算が成立したところであります。今回の補正は、これら国の施策と連携し、市民生活の支援及び地域経済の活性化を図ろうとするものであります。定額給付金につきましては、平成21年2月1日を基準日とし、住民基本台帳登録者及び外国人登録者を対象に1人当たり1万2,000円を支給し、さらに18歳以下及び65歳以上の人に8,000円を加算し計2万円を給付するものであります。また、子育て応援特別手当につきましても、平成21年2月1日を基準日とし、幼児教育期小学校就学前3年間の第2子以降の児童を対象に、1人当たり3万6,000円支給をするものであります。

以上、議案についてその概要を御説明いたしました。何とぞ慎重審議の上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山本一成君） 以上で、議第46号に対する提案理由の説明は終わりました。

次に日程第2により、議第1号から議第14号及び議第46号に対する質疑を行います。質疑のある方は、発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

25番（河野数則．．君） 議第10号別府市農民研修センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、質疑をいたします。

提案理由の説明では、別府市農民研修センターを廃止することに伴い条例を廃止しようとするものであるということでありまして、中身を説明してください。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

今回、農民研修センターの廃止につきましてお願いしておりますのは、要するに52年4月に建設されました、内蔵にございます別府市農民研修センターでございます。この農民研修センターにつきましては、52年9月、八幡内蔵神社の敷地内の土地使用承諾をいただき、その上に公の施設を建設したものでございます。そういったことから、今すでにもう31年を経過しようとしているところでございますが、本年の1月に蔵神社より、土地を返還してほしいという申し出を受けましたので、その後、法的な部分も含め検討したところ、返還するべきという判断に立ち、今回、廃止条例を提出させていただいた状況でございます。

25番（河野数則．君） 課長、そこでこの木造建築なのですから、通常耐用年数があるのですね、木造建築、鉄筋、鉄骨、いろいろありますけれども、この木造建築の耐用年数は何年ですか。

財産活用課長（藤原洋行君） 農民研修センターにつきましては、鉄筋コンクリートということでございますので、耐用年数は60年ということで考えております。

25番（河野数則．君） 耐用年数が60年で、今31年経過ね。これ、廃止して解体して、何も問題ありませんか。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

議員の御指摘につきましては、この農民研修センターそのものにつきましては、防衛の補助ということで民生安定事業の中で建設されております。そういったことから補助金をその当時1,200万程度いただく中で建設されておりますので、この神社からの申し出を受けまして、私ども、九州防衛局の方に内々に確認させていただきましたところ、返還の必要はないというような御回答をいただいております。

25番(河野数則・君) 課長から答弁をいただきましたけれども、そこで、この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる略して「適化法」というのですけれども、この適化法の中であなた方は返還の必要がないと、こう今言ったのですけれども、よく聞いてくださいよ、昨年3月議会で平成30年まで10年間の長期貸し付けの議決をしたのです。わずか1年です。いいですか、これが4年も5年もたつてこの施設が必要ないと決めたのならまだしも、10年の長期貸し付けの昨年議案が出て議決をした中で、わずか1年で土地の返還命令が出たから、これ、戻すから崩すのだ。そんな論議が通りますか。

財産活用課長(藤原洋行君) お答えいたします。

議員の御指摘につきましては、昨年3月議会におきまして独占利用ということで、十文字原周辺整備対策協会の方に独占利用させておる状況でございますが、そのときにつきましては、神社からの申し出もなく、問題なく更新できたわけでございますが、今年1月にそういった申し出を急に受けたような状況でございますので、そこで、一応私どもとしては内部で検討すると同時に、周辺対策協会の代表者の方に御相談を申し上げ、また御意見を求めた状況でございます。

25番(河野数則・君) 課長ね、そこら辺が、あなたと私の見解がちょっと違うのですよ。というのが――市長、よく聞いてくださいよ。副市長も聞いてください――昨年、10年の長期貸し付けのときに私はこう申し上げた。「もう利用頻度が少ないので、立命館の補償、採草補償として、あのすぐ下にすばらしい内蔵の公民館ができた。それで、今、農民センターを利用せんで、駐車場もちゃんと兼ね備えた内蔵のその公民館でいろんな研修・会合が行われておるので、この施設はもう要らんのではないですか」と申し上げた、あの10年の長期貸し付けが出ましたのでね。そこで、地元にご相談をしてくださいと行政側からあったのです。ですから、私は役員会にも出て、三十何人集まりました。湯山、大所、野田、電です。これが対象地域です。その中で、もう戻そうということになったのです。いいですか。戻してもいいですよと、去年。そうしたら当局の見解は、今言った適化法の関係で防衛庁側から返還命令が出るかもわからん。それで10年長期の貸し付けをせんと悪いのだという結論づけになった。それで私はそれをまた受けて、地元の皆さんに集まっていたいて、これはもう崩せんぞ、何百万かわからんけれども、返さなければいかんようになるかもわからん。それで10年の長期の貸し付けがあったのですね。

では、もう一つ尋ねますけれども、いいですか。今、電神社からこの土地の返還命令が出た。では昨年、わずか1年前に地元はこの施設を長期貸し付けするときに、電神社の土地の承諾をもらったのですか、どうなのですか。

財産活用課長(藤原洋行君) お答えいたします。

この土地の使用承諾につきましては、昭和52年に期限の定めのない承諾ということでいただいておりますので、昨年につきましては、文書的に承諾をとってはございません。

25番(河野数則・君) いや、そんなことで通るのですか。あなた、通ると思いますか。いいですか、建物が宙に建っておるのではないのですよ、土地の上に建物が建っている。地主の承諾を得なくて、建物だけを10年の長期貸し付けができるのですか。そこが今回の間違いなのです。ですから、昨年3月の議会で10年の、平成30年度まで10年の長期貸し付けをした。そのときに建物だけを貸し付けして、土地の所有者から承諾をも

らってない。ですから、電住民は何も知らない。それで、あの施設を今度何か解体して、お宮の施設を建てたいらしいのですね、中身はわかりませんが、それで返還命令が出た。電神社にしたら、途中10年延長したことを知らんものだから、その返還命令が出ただけではないですか。そうではないですか。

財産活用課長（藤原洋行君） 神社が知らなかったのではということですが、私も、昨年の、もうこれは1年半前からのお話になるかと思いますが、神社からは一応下話として、そういったことも考えているのだけれどもというお話がありますが、その話の中で更新といいますか、そういった話はした記憶がありますが、はっきりした文書としては取り交わしていないのが現実でございます。

25番（河野数則・君） いやいや、そんなこと聞いてないのだ。文書で取り交わさんと、行政的に手続きに不備があるのではないですかと聞いておる。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

文書につきましては、昭和52年に土地使用承諾ということで、その神社の敷地の上に公の施設を建てることについて承諾をいただいておりますので、それで済んでいるものと私どもは解釈した状況でございます。

25番（河野数則・君） では、あなたたちの見解は、昭和52年ですか、52年に承諾いただいた。では、これは地主の承諾をもらわんで、ずっと永久的なものだ、そうでしょう。そうしたら、去年、その長期貸し付けをしたのです、30年まで。では、電神社が返還の申し出をしても返す必要はないではないですか。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

この土地使用承諾につきましては、民法上の問題も絡むわけですが、一応使用貸借につきましては、当事者が期限を定めてない部分につきましては、その目的を達成する、また目的を達成する前におきましても、利用状況等を考えますと、神社側から言いますと返還請求ができるということでございますので、それで今回こういった状況になったというところでございます。

25番（河野数則・君） では、もう一度聞きますよ。いいですか、耐用年数が60年、わずか半分の31年しかたってない。それであなた方は、昨年、どんな理由があるにせよ10年の貸し付けをしたのです、長期貸し付けを。わずか1年しかたってなくて、では土地の返還命令が出たから返す、それでいいのですね。

そこで、いいですか、こういうことになってはいかんのかなということで、また地元の人に集まっていたきました。それで市長、こういう話をしたのです。これ、提案されています。当然やっぱり返さなければいかんのかな。そこで、36人役員に集まっていたいて、電神社には、その会議に出席をしてくださいと要請文を出したのです、案内文。全く関係ないと言うのですね。行政と約束したのだから、地元がどんなこと言っても神社側は関係ないのだと。そこで、また課長に私はお願いしました。地元は納得をする。行政側として、昨年10年間の長期貸し付けをした責任がある。そこで、この建物を解体するについてどういうものにするのか。やっぱり地元の説明する必要がありますよ。仲介の労をとったらどうですかとお願いしたけれども、それはできんんしきらんと、断られた。それで終わりですよ。神社側からは「関係ないではないか」と一蹴されて終わっておる、何も無い。

それと、課長、あなたは一番よく知っているではないですか。農民センターにしたって年に三、四回しか使ってない、下に公民館ができたので。ほとんど電神社が使用しておったのですよ。あそこでおみくじを売ったり破魔矢、何やかんや物売りをしてね。ということ、あなたは知っておるではないですか。目的外の使用しておると、あなたは指摘したではないですか。そこら辺も含めて、去年、問題が出てくるよ、目的外に使用しておるか

ら、もう返したらどうかと何回も言った。あなた方が勝手に、いや、返されんのだ、耐用年数が残っておって返還命令が——そうだったでしょう——返還命令が出るかもわからんから10年間長期の貸し付けをすると、あなたたちが言った。地元は「返せ」と言った。そうでしょう。それをただわずか1年しかたたんで、何か妙な理屈をつけて返さなければ悪い、そんなことありますか。もう一回ちゃんと答弁してください。

財産活用課長（藤原洋行君） 例えば、神社の今問題等もおっしゃられましたし、また間に立って、仲介という意味のものもございました。それで私ども、神社にもお伺いし、当然神社にも30年間無償でお貸しいただいているわけですから、円満に解決したいという申し入れもいたしました。そして、「地元の方にもちゃんと説明していただけませんか」と、そういったものも私ども、話をさせていただきました。結論としては、議員おっしゃれたとおりになるうかと思うのですが。

それで去年の状況が大分出てまいります、昨年、私どもも廃止に向けて協議をさせていただいた経過もございます。そして当然私どもは、神社とも接触をいたしております。そこで当然、申出書といいますが、土地を戻してほしいという申出書もあるのかなど。それで、先ほどから若干誤解があるのかなといった部分もございますが、また詳細につきまして、ちょっと私もその当時の会話についてはここに控えておりませんので、この議場では発言を控えさせていただきたいと思っておりますが、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

25番（河野数則君） そこで私が言いたいのは、去年、10年の長期貸し付けをした。これは10年にしなくてもよかったのですよ、市長。こういうような問題があったので単年度ごとにすればよかった。10年にするのか。10年お貸ししますと言うから10年、私はまた行って、10年貸してくれると言うから、もう崩されんと言うから、一回どこが悪いのかと。トイレが悪い、いろんなことがあったのですよ。しかし、財政上何もできないということになって、では地元で掃除ぐらいせよ、そして、せっかく借りるのだからやっぱり利用せぬといかんですよということで、何人か行って掃除までして、これをでは活用しましょうということになった。1年もせんうちに「戻せ」。理屈が全く合わんのですよ。

このことについては、各議員さんはどうかわかりませんが、私は反対です。ただ、私の言うことが正当なのか、各議員さんが判断することだけで、私は議員さんに「これを反対してください」とか指図することはありませんけれども、私個人としては、これは行政の押しつけと思っていますよ。地元は納得していません。ですから、まだまだ話し合いする余裕はあるかもわかりませんが、返還請求が出た。ただ、今まで電神社もこの施設は随分利用しているのですよ。いいですか、私があなたにお願いしたのは、神社仏閣というのは門徒、氏子があって成り立つのですよ、地元と話し合いをちゃんとすること、行政が仲立ちせんといけませんよと。いいですか。私も三ヶ尻議員も内田議員も加藤議員も地元におります。しかし、政治にかかわる者が余り出ていくと、妙なことになるのです。ですから、行政が地元へ貸した。いいですか、地元と行政、地元と貸し主、その話し合いをするのは行政の仕事ではないですか。それができんで、こんな争い事がある中で「返せ」なんかありますか。（発言する者あり）そうでしょう。何で、何回も行って努力せんのですか。あなた方は1回か2回行っただけだ。提案をした責任があるのですよ、そうでしょう、私に言わせたら。提案者はだれか。「別府市浜田博」になっておる、そうでしょう。本来なら市長の責任になる、提案者。恐らくこの話、市長は初めてと思う、聞くのが。中身を知らんと思えますよ。しかし、市長にしたら知らんとは言われん、提案者だから。中身が、初めてわかった。そこら辺の行き違いが、たくさんあっておる。

だから、できれば、まだ議決まで時間がありますから、いいですか、行って、地元と神

社側との調整をしてください。人間だから話し合いができませんことはないのだ。その話し合いをせんうちに、まとまんうちに上程するから、こんなことになる。

それと、あなた方に——私は何回も言う——責任がある以上、10年の長期貸し付けをした中で、わずか1年で返せと返還請求が出たから返すのだ、そんな理屈は通らん。では、それなら借りた側はどうなるのですか。いいですか、防衛庁からいただいた施設を別府市が無償で移管いただいた。別府市が管理しておった。管理した建物を地元へ貸した。地元はあと9年間借りる権利がある、そうでしょう、貸したのだから。それを1年で「戻せ」と言う。戻す説明をしなればいかなではないですか。いいですか、ただ電神社から返還請求が出たから返します、これでは通りません。(発言する者あり)私はくどくど言うごとあるけれども、そうですよ、地元は怒っていますよ、「何か、行政はそんなものかい」と。そうでしょう。ですから、地元も納得、あなたは、さっき組合長と話した、組合長は「うん」と言ったが、私のところにすぐ相談があった。言葉を返しますけれども、私は組合長に、「組合長、あなたは悪い。あなたひとりで判断するな。全部代表者を、各地区代表者を集めて納得させんと、あなたひとりの責任になるぞ」、「ああ、そうだな」。それで招集をした。電神社と話し合いをしましょうと言った。できなかつた。その時点で、これを取り下げいと言った、下げた方がいいよと。しかし、もう出したから何とかしてくださいと。地元は何回も行ったけれども、なかなか話が、接点ができません。そうでしょう、あなたは言ったけれども、組合長は確かに言ったのは間違いない。しかし、その後、組合長は自分ひとりで判断したらぐあいが悪いなということで、組合員を全部集めて話をしたのですよ。できなかつた、いろんな問題があつて。そこら辺をやっぱりちゃんと整理をして、これは提案すべきと私は思います。

議長から「20分でやみい」と言われたから、これでやめますけれども、あと善処方をよろしくお願いします。

19番(堀本博行君) それでは、私の方は3点について質疑をさせていただきたいと思います。

まず商工課関係の中小企業事業資金に要する経費、これが1点。それから、先ほど追加上程をされました定額給付金の件について、それから子育て応援特別手当、この3点について簡単にやり取りをさせていただきたいと思います。

最初に、昨年10月31日にスタートしましたこの制度、融資制度でありますけれども、今回3,000万の予算が上がっておりますけれども、この予算の説明と、昨年の11月から現在に至るまでの利用状況を教えていただきたいと思います。

商工課長(永井正之君) お答えいたします。

御指摘のように、10月31日から国の緊急融資制度がスタートいたしました。いわゆるセーフティーネット制度でございます。昨年の11月から本年2月23日までの申請件数でございますが、433件となっております。11月から1月までの貸し付け実行分につきましては、304件の申請に対しまして253件の貸し付けが行われてございます。別府市内の貸付金総額で、約33億3,000万円になっておるといふふうに聞いております。

その中で、別府市の融資制度でございます。この国の融資制度、緊急融資に対応すべきということで、各市も大変苦慮しているところなのですが、大分市は来月からスタートするということなのですが、別府市の場合は、現行の融資制度の中で対応すべきといふふうに判断をさせていただきました。理由としては、国・県の融資制度よりも別府市の融資制度の方が利率それから保証期間等、利用者にとっては大変有利な条件となっておりますので、金融機関をお願いをしまして、現行の融資制度の中で対応していただきたいと思いますというお願いをしてまいったところでございます。その結果、当初の融資枠8億5,840万円

ほど確保してございましたけれども、1月実行分ですでにこの分が足りなくなりまして、8,600万ほど融資枠を拡大しまして、現在では9億4,440万円ほどの融資枠を確保しているところでございます。この融資枠確保につきましては、当然預託金が必要となりますので2,150万ほど、これは4倍強となっておりますので、先般、2月16日付で予備費を充当させていただきました。

また、この融資制度、特にこれは中小企業経営安定資金というふうな融資制度でございます。この中に、この融資を御利用される方につきましては、別府市の方で保証料、保証協会に支払う保証料を全額市が補助するという融資制度になってございまして、これも1月の実行分で370万円ほど当初予算から見ますと不足分が発生をしまして、これも予備費で充当させていただきました。

ところが、2月、3月分につきましては、これから保証料の請求がございます。どれほどになるか、まだ全く数字がつかめてないのですが、年度末に向けての中小企業の皆さんの資金繰りをできる限り私どもは支援したいと考えてございますので、120件程度の融資実行に対応できるよう3,000万円を計上させていただきました。

19番(堀本博行君) それと業種の拡大、指定業種の拡大がされておりますけれども、これはどのようになっておりますか。

商工課長(永井正之君) お答えをいたします。

昨年末までで698業種になってございまして、現在、2月27日からまた指定が73ふえて11減りまして、トータルで760業種となりました。

19番(堀本博行君) 当初、別府でよく言われるスナックそれからキャバレー、いわゆる盛り場的なところの融資はだめというふうになっていましたけれども、その辺はカバーされていますか。

商工課長(永井正之君) お答えいたします。

国のこの産業分類の中で見ますと、スナックそれからキャバレーは原則該当しないというふうになってございます。それで先般の議会で14番議員さんからも御指摘がありまして、いろいろ私の方も内部で協議をしまして、分類上は酒場、ピアホールはオーケーというふうになってございます。そこで、現在、申請は個人経営のスナックは、まだ今のところ一件もございません。小さなスナックというふうに……、歌ではないのですが(笑声)、お考えいただければいいと思います。ただ、ちょっと大き目のスナックというのか酒場と言っていいのかピアホールと言っていいのかというような、ちょっと判断が付き……(発言する者あり)、ないですよ、つきかねるものがあります。そういうものが数件、申請が来ました。私どもは、これを該当するようにさせていただきました。できる限り資金融資につきましては、拡大解釈できる範囲は拡大解釈をして皆さんに融資を受けていただきたい、また支援をしていきたいというふうに思っております。

19番(堀本博行君) できるだけ拡大解釈をして、多くのいわゆる零細企業もしっかりとカバーしていただきたいというふうをお願いをして、次に移りたいと思います。

それでは、定額給付金の問題について若干お尋ねをしたいと思っております。

これは12月議会でも、私の方から何点かやり取りさせていただきました。先般、私の公明党議員団としても市長の方に直接、要望書というふうな形でもお願いもさせていただきました。具体的に、3月になって関連法案ももう通っているというふうな形の道筋が見えてきましたけれども、先般、新聞紙上で、自民党議員団の皆さん方も市長に要望しておりました。その中で定額給付金については地元でしっかり処理されるようにという要望が、新聞紙上で目に入りまして非常に喜んでおるところでございますけれども、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思っております。しかしながら、2月の下旬でもありますし、もう3月は目の前であります。12月議会のときも「全庁体制で」というふうなお話もいただ

いたわけでありませけれども、なかなか見えてこない、体制が見えてこないというふうな思いで二、三日前からやり取りをさせていただきましたら、きょうの朝の合同新聞に「定額給付金対策本部」というふうな形で――亀山本部長、よろしくお願ひしますよ――本部長のもとに14名ですか、体制が出ておりました。朝来たら、メンバーの表も机の上にあります、これからだなどというふうな思いもしているわけでありませけれども、この体制、どのような体制でこれから進んでいくのかということと、給付金の予算の中に臨時の職員の予算も上がっておりませけれども、具体的に何人体制で、どのようにこれから進んでいくのかということをお尋ねしたいと思います。

政策推進課長（梅木 武君） まず体制についてですけれども、昨日、内示が出ました。本部長以下14名ということで、全部が兼務となっておりますけれども、いろんな課の事情もありまして、実質的には専任の職員が5名、そしてあとの兼務職員につきましては、例えば電算処理とか市民課の住民登録担当者、それから外国人登録担当者、それから文化国際課の留学生の担当、それらの兼務職員につきましては、随時協議が必要なときに協議するというところで考えております。

それから、臨時職員につきましては、今、予算でお願いしています計画では、当初の3カ月間は約26名程度で見込んでおります。それから、後半3カ月間は10名体制で考えております。

19番（堀本博行君） これからのことになろうかと思いますが、現実的に今まで亀山企画部長それから梅木政策推進課長にいろいろ聞き、個人的にもいろんなやり取りをさせていただきましたけれども、これまで梅木さんが、はっきり言ってふうふう言いながらひとりやっていたというような状況で、頭の中がもうばんばんになっているという状況がよくわかってきたわけで、余り無理も言えなかったのですけれども、これから3月に入って、支給時期が全体的に5月にずれ込むのかなというふうな気もしておりますが、当初は年度内というようなことで進めてきたわけでありませけれども、なかなかそうもいかないというような現状もあります。できるだけ、思いとしてはゴールデンウィークの前ぐらいになるといいなというふうな思いもあるわけでありませけれども、これも細かいやり取りを一般質問の項目で上げておりますから、ぜひその辺で細かいやり取りもしていきたいと思っておりますので、今回は議案質疑でありますので、この程度で終わりたいと思ひます。

それから次に、子育て応援手当の支給に関する件でありますけれども、このことについても、いわゆる定額給付金と同時平行というような形で進んでおりますけれども、これも金額的に1人当たり3万6,000円、先ほど御説明がありました。2002年4月2日から2005年4月1日の間に生まれた第2子というふうな対象でありますけれども、なかなかこのことについても周知徹底ができてないというような現状もあります。それで、別府市内の対象人数、それと予算書にも出ておりますけれども、念のために金額、それから支給時期、この3点をお答えください。

児童家庭課長（入田勝人君） お答えいたします。

支給対象となる子につきましては、1,650人程度を見込んでおります。支給額が、支給対象児童1人につき3万6,000円でございますので、支給総額は5,940万円と予算計上しております。

なお、支給時期につきましては、システム開発の時期がありますが、定額給付金と同時期にするように予定をしております。

19番（堀本博行君） ありがとうございます。定額給付金と同時期というふうな形で進めていただければいいなというふうにも思っております。この定額給付金にしても子育ての手当にしても、これで起死回生の経済の不況がよくなるというふうなことにはならないと思ひませけれども、いわゆる春のホットな話題というふうな形で皆さんに一時のぜ

いたくをしていただければなというふうに思っておりますし、「していただければな」と偉そうに私が言っておりますが、私が支給するわけではないのでありますけれども、ぜひ職員の皆さん方も、ひな壇に座っている執行部の方々、また議員の我々も、定額給付金が出た別府市内でしっかりと、先ほどの松川先生ではありませんけれども、キャバレーはありませんが、ぜひ夜の活性化、昼の活性化に向けて使っていただきたいというふうなことをお話をさせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

14番（平野文活君） 私は、一般会計補正予算の36ページ、保健センターの用地の購入費の問題についてお伺いいたします。

まず、ここでは3億800万円ですが、その財源について、2億675万5,000円の国の資金とその他とありますが、その財源について説明していただきたいと思います。

政策推進課長（梅木 武君） この財源は何かということでございますけれども、まず2億675万5,000円につきましては、国の地域活性化生活対策臨時交付金を充てさせていただいております。残りの1億124万5,000円につきましては、福祉振興基金の取り崩しで対応させていただいております。

14番（平野文活君） この国の地域活性化生活対策臨時交付金というのは、どういう趣旨で国が——これは第2次補正の一部ですよ——第2次補正が4兆6,880億ですか、そのうち定額給付金が2兆円ぐらい、そのほかに今いろんなメニューがあって、地域活性化生活対策臨時交付金が6,000億円、この6,000億円が別府市でこういう形で活用されようとしているわけですが、この国の第2次補正の交付金の趣旨について、ちょっと説明していただきたいと思います。

政策推進課長（梅木 武君） この趣旨は何かということでございますが、この交付金の交付目的といいますのも、地域活性化等に資する事業、これは国及び内閣府等が定めました地域再生戦略または生活対策を行うためのことを指しますけれども、そういう事業を行うため、地方公共団体が作成した地域活性化生活対策実施計画に基づく事業に要する費用に対し国が交付金を交付することにより、地域活性化等の速やか、かつ着実な実施を図ることを目的とするというのが交付目的とされております。

14番（平野文活君） 麻生総理が、毎日のように「100年に1度、100年に1度。だから100年に1度の対応をしなければいかん」と言って盛んに毎日テレビでやっていますよね。だからこういう経済情勢のもとだから、今度開かれるこの議会で、国もその補正予算を組み、本予算を提出して、なお本予算が成立したとしても、また次の補正予算が大規模なのが必要だ、ということまで言っておるような時期ですから、別府市の補正予算、あるいは本予算も含めてですが、どれほどの緊急経済対策が具体化されるのかなというふうな注目をしておりました。

ところが、国が緊急経済対策として創設をした臨時交付金を、国有地を買うということに使う、2億円を。これで経済対策になるのかなというふうに、極めて疑問に思うわけです。保健センターをつくることはいい、用地を買うことも当然結構だと思います。市長の提案理由の説明の中で、21年度に予定していたこの保健センターの費用、整備の事業を、用地購入費については前倒しで予算化した、というふうに説明しました。今、課長が説明されましたような緊急経済対策という形で補正予算が組まれた。これは使えるのではないかといい、これに飛びついてこの用地購入に充てるというのでしょ。これは経済対策になるのですか。国有地を国の交付金を使って、2億円来た、それを2億円で買って、そのほか財源もありますけれども、2億円を丸々この用地購入費に使うということは、また国の財布に戻るといことですね。1円も地元に残らないのでしょ。1円も地元の業者にも回らない、市民にも回らない。市の財布に入ったやつを、そのまま国の財布に戻す。この経済対策は、別府市を救済するための経済対策なのですか。ちょっとこれは使い方が

間違っておるのではないかと思いますけれども、市長、いかがですかね、提案者として。

政策推進課長（梅木 武君） 今、議員さんから「この使い方は間違っているのではないか」という意見をいただきましたけれども、もともとこの事業は補助事業と単独事業というのがございまして、補助事業には国庫補助金を除いた地方負担額に対して充ててもいいですよという流れです。ですから、現実の国庫負担、補助事業の中の国の補助金を除いた地方負担、行政が負担する部分に充てても、国庫補助事業についてはそうなっていますので、それも考えますと、それなら新規の事業開拓に当たるのかなという点で、制度自体がそうなっております、私どもも、今、議員さんが言われたようにこの件については事前に県にも照会しました。そして、この前、内閣府にも審査で一応内諾をいただいておりますので、問題はないというふうに認識しております。

14番（平野文活君） 法的な意味でとか制度として逸脱しておるのではないかとかいうことではないですよ。要するに、この臨時交付金の趣旨から外れておるのではないかと私は言っておるわけです。市当局からも、いろんな資料をいただきました。ざっと読んでみましたが、この臨時交付金というのはどういう趣旨で活用しなさいというふうな指示が来ているかといいますと、政府の地域活性化統合本部というところが、地方再生戦略という方針をつくったのですね。平成20年12月19日に改定をされておりますが、その再生戦略に沿って使いなさいと。またもう1本は、平成20年10月30日に経済対策閣僚会議というのが、生活対策という方針を決めております。その両方文書をいただいたのですが、この二つの文書に書かれている方向に沿って使いなさい、こういう指示が総務省自治財政局財政課長さんから各県を通じて市町村に配られたのですね。ですから、これを読んだ上でこの予算を上程したのだらうと思うのですけれども、これを読んで見て、こんな予算の使い方はちょっとおかしいのではないかと私は思ったわけです。

例えば、この地方再生戦略の中にはどんなことが書かれているかといいますと、12ページに「生活対策においては、地域活性化生活対策臨時交付金約6,000億円の創設も図ることにしており、地方経済の再生・活性化に向けての特効薬として期待されております」、このようなことが書かれております。「特効薬」かどうかは別にしまして、要するに経済対策として効果を発揮することを期待していると書いているわけですね。また、経済対策閣僚会議の生活対策ということについては、こういうことを書いていますね。「暮らしの安心が脅かされている生活者、資金繰りに苦しむ中小・小規模企業など弱者に対して緊急の備えをする」、こういう使い方などを、いわば例示をしているわけです。ですから、すったもんだして今ようやく決まった国の補正予算ですが、その4兆8,000億なりのお金が本当に……、私は、経済対策としては微々たるお金だと私も思います。だからもっといろんなあれが必要だと思うのですけれども、その微々たるものをいかに有効に、今の別府市民の苦境に立たされている市民のために使うかということ、知恵を絞るのが皆さん方ではないのですかね。もともとこの保健センターの用地購入というのは、どういう財源を充てようとしていたのですか。21年度に予定しておった、それを前倒しにした、こう言っていますけれども、21年度にやる予定はどのような財源を予定しておったのですか。

政策推進課長（梅木 武君） 21年度当初想定しましたのは、全額土地取得代につきましては、福祉振興基金の取り崩しを計画しておりました。

14番（平野文活君） もともとは、いわば市の単費で基金を取り崩してという計画をしておった。それで、第2次補正が緊急に組まれた、お金がおりてくるようになった、飛びついたという感じなのです。市民の経済のための緊急経済対策として出されていると私は理解しますが、どういふ経済効果があるのでしょうか。また、こういうことも書いていますよ。具体的な使い方の事例として、「通学路や交差点などの交通安全対策、

鉄道駅のバリアフリー化、地域バスの利便性向上、安全・安心な歩行交通空間の確保、地域の生活排水対策」、まだほかにも学校などの耐震化とかいろんなメニューが具体的に例示されておるのですよ。そういうメニューは置いておって、市の用地購入費に充てる、これは経済対策にならないと私は思います。

ですから、補正予算はもうすぐ、この提案されておる補正予算は、どうせ土地はもちろん買わなければいけませんから、これはこれで私どもも土地を買うこと自身には賛成です。賛成ですけれども、私は、21年度予算で基金を崩してその土地を買うかと思っておったわけですから、この政府が言う緊急経済対策に見合う経済対策を、21年度予算で改めて基金を財源にして組むべきではないかなと思うのですよ。これはこれでこの土地の購入は土地の購入で、もうこれで通した上で、そここのところはぜひ議員の皆さんにも考えていただきたいのですね。これは委員会は厚生委員会ですかね、ですね。私の委員会ですから、私もまた提案させていただきたいと思っておりますけれども、明らかに経済対策としては間違っておる。別府市に、地元にも1円も落ちない、こういう使い方というのはやっぱり間違っておるといふふうに思いますので、ぜひ議員の皆さんにも考えていただきたい。当局としても、ぜひこの本予算の来年度予算の組み替えといいますか、追加というふうなこともぜひ考えてほしいということをお願いしまして、質問を終わります。

26番(泉 武弘君) 退職債が、今回補正で計上されているわけですがけれども、退職債については19、20、21という退職手当債の発行予定があるわけですがけれども、年次別に見ますと、19年が12億、20年が12億、21年が11億6,000万、計31億ですか。この退職債の発行計画に変更があるのかどうか、こちらからまず答弁してください。

政策推進課長(梅木 武君) 今、議員さんがおっしゃいました退職手当債の19、20、21の計画に変更があるのかということでございますけれども、20年度で中期で出しました10億7,600万、今年度若干200万多くなっておりますけれども、来年度21年度につきましては、当初予算で定年退職者の分を計上しておりますけれども、あとは勤奨退職等がどうなるかということで、計画では11億6,000万ほど上げていますけれども、何と申しますか、勤奨退職者等の増減によってこの数字が若干変動の可能性もあります。

26番(泉 武弘君) そうしますと、今年度の退職者数と退職者1人当たりの退職手当額というのはどのくらい見込んでいるのですか。

政策推進課長(梅木 武君) 全体で66名でございます。うち退職……ちょっとお待ちください。単純に割りますと1,634万という計算になります。あ、ごめんなさい。(発言する者あり)はい、すみません。この10億7,800万を66人で単純に割りますと、退職手当債の相当額が1,634万ということになります。

26番(泉 武弘君) そうしますと、退職金の1人当たりの額はどのくらいになるのですか。

職員課長(豊永健司君) お答えいたします。

約2,700万になっております。

26番(泉 武弘君) 市長、新年度の中でも議論をさせていただきますけれども、別府市の今のサラリーマンの平均所得が210万なのですね。大分市に比べて平均所得は90万低いのですよ。こういう社会実勢の中で公務員が2,700万平均退職金をもらうというのは、果たして僕は納税者の視点から見て理解し得るのだろうかという気がしてならないのです。ここらは、やはり一回考えてみる必要があるのではないかなと思うのですよ、退職金についてもラスパイレスについても、ラスについても、まだ100を超えているわけでしょう。基本的に、そこらの問題を解決するようにしていただきたいと思っております。

それで、政策推進課長にお尋ねしますが、現在の長短財政計画の中で、21年度までは退職手当債発行というふうに承っていますけれども、その後についてこの退職手当債にまた頼っていくのかどうかというのを、この機会に教えていただけませんか。

政策推進課長（梅木 武君） 現在のところ、22年度以降は考えておりません。

26番（泉 武弘君） 主要4基金の21年残が、約67億になるのですね。それで法人税収の21年見込みは、15%ぐらい落ちていくわけです。そうなってくると、かなり厳しい財政運営にならざるを得ないかな。入湯税、前年対比15%ぐらいの減ですね。そうしたら、またそろこの退職手当債ということになるのではないかとということに危惧しますので、やはり財政当局が長短財政計画の中でこの退職金の取り扱いをどうするのかということに十分精査して計画の中に織り込んでいただきたいな、こう思います。

ちなみに、この退職手当債に対する元利金償還を見ますと、いただいていますことから見ていきますと、総額で元利金31年支払いで39億円になるのですね。6億ちょっとぐらい金利がつくのですね。やはり退職手当債というのは急場しのぎでやるけれども、それに利息がついてくるといったことがありますから、そこらを十分今後精査してほしいな、このことだけ追加の補正があっっていますから、申し添えておきたいと思えます。

さて、平野議員が先ほど質問しました別府市保健センターについて若干お聞きしたいのですが、スパシオン別府ですね。スパシオン別府について、どういう経過で別府市に話があったのか、簡潔に御答弁ください。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

この保健センターの設置につきましては、今回の始まりは、平成19年3月に防衛省の共済組合が運営しています別府保養所・スパシオン別府が営業を停止しました。その後、ずっと休止というか営業をしてなかったわけですが、その年の19年の秋になりまして、解体して更地にして売却するということがわかりました。それを受けまして、すでに別府市の保健センターについては、これまでさまざまな検討をしてきておりまして、保健センターを建設する上では非常に適地ではないか、それと建物自体が平成11年建設ということで非常に新しい建物ですので、それを活用できるのではないかとということで、今回保健センターの候補地として決めさせていただいた状況がございます。

26番（泉 武弘君） 用地取得については3億800万、先ほど言いました臨時対策交付金が2億、福祉振興基金が1億で財源調達しているわけですね。今いろいろな協議を経てこの地を選んだということですが、その中で対象をこのスパシオン別府だけを対象にしてこられたのか、ほかの場所との比較検討があったのか。ここらをちょっと教えていただけませんか。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

この保健センターにつきましては、昭和40年代からずっと続いてきた問題でありまして、なるべく早く建設ということできずと推移してきております。これまでにいろんな場所の検討がされております。それと、近年におきましては、市有地の有効活用ということで、現在遊休地となっています市有地につきましても候補地にならないかというふうなことについても検討しましたし、民間で広い敷地を持った建物等で売りに出されているというふうな状況のところについても検討させていただいた状況がございます。

26番（泉 武弘君） 今、市有地の候補地と民間ということがありましたが、具体的にどこをどう検討したのか教えてください。

保健医療課長（伊藤慶典君） 市の所有の建物ということもあるのですが、一つは勤労青少年ホームの跡地、それからニューライフプラザの労働者福祉センター、それから民間の土地で言いますと、ヘルシーパル別府、それから別府市農協の本店等について検討させていただいたことがございます。

26番(泉 武弘君) その比較検討された資料というのは、あるわけですか。私どもに開示されているのは、スパシオン別府ですね。土地が1,400坪、建物約600、これを今回買収する、建物については無償譲渡、こういうことになっています。なぜこの地がいいのかという理論づけがなければ、この地が最良だという判断ができないのですね。土地の取得費は3億ですよ。改修費は、どのくらいかかるのですか。

保健医療課長(伊藤慶典君) お答えいたします。

改修工事費につきましては、平成21年度に実施設計を予定しております。10月ぐらいに実施設計が上がるということで、それを受けまして平成21年12月議会において提案をさせていただきたいと思っています。一応目安としましては3億から4億の間ということで、概算として持っております。

26番(泉 武弘君) そうしますと、今回の地域保健センターの建設には7億強の金がつぎ込まれる、こういうことなのですね。それで実施設計を上げないとまだ定かにかねが出てきませんが、土地取得に3億、リニューアルに4億と仮定した場合7億ですけども、だったら新しいところでよかったのではないかなという気がしてならないのです、僕は。

前任市長のときにこの福祉センター、福祉の殿堂的なものを実相寺周辺、あの地が一番適地だというお話を聞いたことがあります。それはなぜかといいますと、実相寺のサッカー場があり多目的グラウンドがあり、野球場があります。駐車場等を利用してない期間が多い。それを有効利用できるために、あの地が一番いいのではないかとということをお話をお聞いたことがあるのですよ。そこのものは、比較検討にはならなかったのですか。例えばさっき言った生涯学習センターですか、こういうところではなぜ悪かったのでしょうか。勤労青少年の場合、なぜ悪かったのでしょうか。なぜ不可となったのか、なぜスパシオン別府になったのか。ほかとの比較の中で、この地はこういうものがあって条件を具備できないという判断したものを、ちょっと教えてください。

保健医療課長(伊藤慶典君) スパシオン跡地が適地ということで判断させていただいた点が幾つかあります。(「ほかのものがなぜだめだという判断をしたのか教えてください」と呼ぶ者あり)判断させていただいた要因として、幾つか申し上げてよろしいでしょうか。

一つが、先ほども言いましたが、この建物自体が平成11年建築ということで新しく、解体予定ということで話を聞いておりますので、これを無償譲渡していただけるという可能性があったということが一つございます。2番目が、幹線道路に面した場所であり、利用者の利便性にすぐれているということがあります。それから三つ目として、市役所からも近く、関係する各課との連携がとりやすいという面がございます。それから、土地が国有地ということで民間よりも優先して取得が可能であるということ、以上の4点を主な要因として考えております。

26番(泉 武弘君) 今あなたが御答弁をされたのは、スパシオン別府を決めた根拠となったものを言われている。私がお聞きしているのは、先ほど言われたでしょう、四つぐらいの候補地が出ましたね。その候補地よりも今回のものがなぜよかったと判断したのですかと聞いている。ほかの4件については、なぜだめだったのですか。そこを僕はお聞きしている。

福祉保健部長(宇都宮俊秀君) お答えいたします。

当時、10年も20年もこの保健センターについては検討してまいりました。その都度なかなか建設に至らなかった経緯につきましては、当然その当時の財政状況もありましょうし、いろんな御意見もあって、総合的に判断されたというふうに思っております。

26番(泉 武弘君) いえいえ、部長、僕はそういう答弁を聞いているのではない。

候補地を挙げたでしょう、今。その候補地は、どんな具体的なものが適格条項に値したから今回のスパシオンにやられたという判断をしたのですかと聞いている。

福祉保健部長（宇都宮俊秀君） 保健センターですので、当然寄りつき、そういった部分もあると思います。そういった中で判断させていただいております。

26番（泉 武弘君） 生涯学習センターは、この上ですね。違うのですかね。ニューライフプラザは横でしょう。あそこは寄りつきが悪いのですか。実際にそういうことを検討したのですか。したということになれば、当然資料を出していただかなければいけない。本当に、そういう具体的な比較検討をしたのですか。僕が非常に危惧しているのは、7億の財源を投入するのであれば、いろいろな選択肢というのが十分出てくるのですよ。倒産を奨励するわけではありませんが、今、大分地方裁判所なんかに行きますと、競売物件があの掲示板を見てください、本当、入らないくらいあるのですよ。地価にしても、もう底をついているのですよ。この中で4億もかけてリニューアルをするというのは、僕は市民の理解が得られるのかなと思う。例えば、今言った四つの候補地を評価点を置いて、1の候補地についてはこういう適格条項があった、2については、ここのは敷地がだめだ、3においてはこうだったという比較検討したものがあれば、それも一つの説得力になるけれども、本当にあるのですか。そういう比較検討したものを出せるのですか、議会に。それを具体的にお聞きします。

福祉保健部長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

資料的にはそろえておりませんが、当時、今、何件か出ましたその候補地につきましては、今と、そのスパシオンとの比較ではありませんので、その当時、そこで建設した方がいいのかどうかという判断を持って考えておりますので、スペースの問題とか寄りつきの問題、そういったことで判断をさせていただいております。

26番（泉 武弘君） それでは、1点だけ教えてください。生涯学習センターを県からお借りするというわけにいけないのですか。あの施設を無償で土地とともに借りるということは、検討されたのですか。

福祉保健部長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

無償で借りるかどうかということまでは、私はちょっとわかっておりません。

26番（泉 武弘君） どういう検討をされましたか。具体的に答弁してください。生涯学習センターというのは、先ほど課長が「検討した」ということですが、どういう検討した結果が、あそこがだめになったのか、それを教えてください。

福祉保健部長（宇都宮俊秀君） 今ちょっと資料を持っておりませんが、たぶん今ある施設については、保健センターもどうかという程度の検討だというふうに思っております。

26番（泉 武弘君） こういふことでしょうか、具体的な検討はしてないの。さもしたかのような答弁をしているけれども、実際には具体的に検討してない。「今ここに資料はないけれども」と言うのだったら、あなたの部長席にあるのですか、その資料は。ないのでしょうか。

市長ね、僕がなぜこんな詰めた議論をするかということ、民間ですと、一つの土地を購入するといったときに、ほかの候補地との地価の比較、価格の比較、まずこれをやります。価格の比較は、立地条件とか道路だとか周辺環境とか、こういうものをいろいろ考慮するわけですね。今回は、その比較検討がないままにスパシオン別府というものをねらい撃ちというか、もうここだけを特定して事業を進めようとしている。

それで、僕が一番心配しているのは、4億もリニューアルをかけるということについて、本当にいいのかな。4億をかけるのであれば、今この計画の中に入っています夜間診療とか夜間の薬局ですね、こういうものの希望を取り込んで新しい施設を新しい地でする方が、

僕は非常にパフォーマンスとしてはいいのではないかなというような気がするのですよ。今はもう市長、お聞きのとおり、比較検討がないままに今回この問題が走り出した。これで本当にいいのでしょうかね。市長、答弁ください。

福祉保健部長（宇都宮俊秀君） あのスパシオンの土地を、国が売却をするという考え方で始まった段階で、やはり市としてはあの土地をぜひ確保したいというのが、まずあると思います。その中で何に使えるかと考えたときに、保健センターが最もいいのではないかなという判断で考えております。

26番（泉 武弘君） まさに、説得力のない答弁ですね。スパシオン別府に決めた理由を一生懸命この議場で説明しているだけなのです。やはり行政の運営上、行政の運営というのは税が担保としてついてくるわけですから、やっぱりその使い方としては、僕は相当の協議が必要ではなかったのかな、いきなりこの地に行くよりも、選択肢を持って議会の調査会等にかけて、やはり特定すべきではなかったかなという気がしてなりません。恐らく、私が言っている意見の方に市民は耳を傾けてくれると思います。

議長にお願いしておきます。先ほど、「ここに資料はない」という、こういう言い方をしましたので、それはもう当然帰ればあると思いますから、次の新年度予算の議案質疑までにその資料をぜひとも出していただけるように、議長からも要請してください。

次に移ります。国民体育大会に対する、これは最後の財源の調整の資料が出ています。どなたか答弁されますか。いいですか。事務局、来てないけれども、答弁できますか。

お尋ねしますけれども、国体の経済波及効果について、わあ、こんなにも経済効果があるのだなということが、新聞紙上に踊りました。この裏づけというのは、いつごろ調査をされるのですか。

国体開催事務局長（石井和昭君） お答えいたします。

国体事務局につきましては、先般12月議会で、経済波及効果額についてはお答えをしております。この最終的な調査につきましては、国体開催事務局が3月31日で解散するということになるかと思いますので、国体開催事務局ではその最終的な金額については、ちょっと今、計画はされておられません。

26番（泉 武弘君） 国体、今回の予算は、これはもう財源調整は最終的なものですね。ここでお尋ねしておかなければいかんのは、経済対策として経済効果が40何億でしたか、何かしましたね。これは経済浮揚効果の予測値なのですよ、予測値ね。それで実際にそれが効果としてあったという検証はどうするのですか、お尋ねします。

国体開催事務局長（石井和昭君） お答えをさせていただきます。

先般お答えをさせていただきましたように、確定できる部分と確定できない部分がございます。確定できた部分につきましては、宿泊者数等については完全に把握ができておりますけれども、土産を幾ら使ったとか、車で来られたためにガソリン代を幾ら使ったとかということについては把握できませんので、しっかりした金額については、やはり予想でお答えできないというふうに考えております。

26番（泉 武弘君） どうして。市民総生産で出てくるでしょう。統計書を見たら市民総生産があるでしょう。それで前年対比を見ていったら、市民総生産の上積みが出てくるでしょう、40何億だったら。そういう検証方法はしないのですか。

さも予測値から見ると大変なこの経済効果がある。僕は「ない」と言っているのではないよ。しかし、その実数が果たして妥当な予測値なのかどうかというのは、当然検証すべきでしょう。来年度、法人税収15%落ちなのですね。「ええ、おいおい、おかしいぞ。今年度の実績でもかなり落ち込みがあるだろうに、経済波及効果というのはどこに実数として反映されるのだろうか」という疑問を持った、夕べ寝つけなかった。わあ、国体に来てこんなに景気がいいのに、別府市は何で不景気だろうか。

事務局長ね、指摘をしておきます。予測値が出たということは、予測に基づいて実績が出てこなければいけないのですよ。予測値に基づいた実績評価というのをやる気があるのかなのか、御答弁ください。

国体開催事務局長（石井和昭君） お答えをさせていただきます。

先般12月議会でお答えしましたように、45日間で43億6,000万円というお答えをさせていただきます。現時点ではその金額が経済効果があったものというふうに考えております。

26番（泉 武弘君） それは予測値でしょう、さっきから言っているように43億というのは。違うのですか。実績値ですか。予測値でしょう。予測値に基づく裏づけ担保というのは、どういうふうに実績値を出すのですか、それをすべきではないですかと聞いている。それがなければ、別府市からの公費負担と比較検討できないではないですか。そこらはどうするのですか。

国体開催事務局長（石井和昭君） お答えさせていただきます。

先ほども申し述べましたように、確定できる部分と確定できない部分が必ずございます。それで、あくまでも我々市としましては、先般お答えしましたように、ある程度予測でしか金額は出せないというふうに考えております。

26番（泉 武弘君） 最後です。そういうアバウトな答弁をしないでください。この国体には税を使っているわけでしょう。聞いていますか、税金を投入しているんです。それで、その返りは経済波及効果という形で実数で評価されないと、税の投入に対する費用対効果というのは検証できないわけでしょう。国体が行われたからよかったのではなくて、行われたことプラスどういう効果があったのかというのは、実数でなければ把握できないでしょう。そこらを十分検討してください。何回お聞きしても同じ答弁だと思いますので……。「うんうん」ではないよ。「同じ答弁だと思います」と言ったら「うんうん」なんか言って、「うんうん」ではないよ。当然あなた、検証しなければいかんわけでしょうが。そこらを何らかの方法でまた議会に、実はこういう調査に基づいて検証した結果、こういう効果があったということを報告できるようにしておいてください。

15番（松川峰生君） それでは、保健センター設置に要する経費についてお伺いしたいと思います。もう14番議員さん、26番議員さんが、中身に経済対策等る済ませましたので、重複しないようにしたいと思います。

まず、今回のこの保健センター、1年前倒しということを私は大変いいことだな、そのようにまず感想を述べたいと思います。

そこで、まず平成19年1月に保健センター建設等基本計画構想検討準備委員会ができた。聞いていますと、課長の答弁からも、これは昭和40年代から、るるこの希望が出ておりました。私もその認識いたしております。議員になっても何回かこの話も聞いたことがあるし、お願いしたこともありますけれども、平成19年の第4回定例議会、それから20年の第2回定例議会で一般質問させていただきました。その時点では、22年の終わりごろかなという気持ちがありましたけれども、今回、この建設の用地取得に動きました。当時、伊藤課長さんが、この建設用地の取得に約3億6,000万円という答弁をされております。今回3億ちょっとで、その当時よりも金額が安くなったということは大変いいこと。恐らく土地の評価の問題があるかと思いますが、この辺についてはどうでしょうか。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

土地の金額につきましては、いろんな試算があったと思いますが、私どもが試算として持っていたのが、国税庁の相続路線価という形で当初計算をさせていただきました。今回3億800万ということで金額を決定した状況がございますが、平米単価にしますと、約

6万297円という形になります。これを現在、国税庁が富士見通りの縦通りですが、ちょうどあの場所の相続の路線価で見ますと、平米単価が6万7,000円ということで、それと比較しますと、金額で約3,400万、約10%低く購入ができるような状況になったというふうに考えております。

15番(松川峰生君) 建物は、あの部分はまだできて、大変新しい、それからつくりもしっかりしているという話を一般質問のとき、亡き後藤市議会議員さんからもしっかり聞いた覚えがあります。今後、この保健センターができた後の対応、市民の健康増進のためということが、大きな目的になるかと思っております。

そこで、やはり今の建物だけではなかなか難しい部分がありますので、しっかりと3師会の皆さんとお話をして、利用しやすい施設にしていきたい。また、市長の方もこの保健センターについては公約を上げておりました。今回、一般質問の中で「努力したい」という答えがありましたので、これが、公約が通ってよかったなと思っております。ぜひ一日も早くこれがうまくいくように努力していただきたいことをお願いして、この項の質問を終わります。ありがとうございます。

次に38ページ、6款3目0381有害鳥獣被害防止に要する経費が上がっておりますけれども、これについてお伺いしたいと思います。

まず、近ごろ自分が住んでいますと、なかなかこの有害鳥獣というものを見ることがないし、余り聞くことがないのですが、追加額ということで270万上がっていますけれども、この内容について教えてください。

農林水産課長(筑浜 直君) お答えいたします。

「有害鳥獣」と言いまして、これは法令による有害な鳥獣の定義はありませんが、一般的に人間生活に対し生命、経済的に害を及ぼすものを「有害鳥獣」と言っております。具体的にはイノシシ、鹿、カラス、猿。今回の補正については、イノシシと鹿の分でございます。内容につきましては、当初350頭分、イノシシと鹿合計で350頭分計上しておりましたが、決算見込みで620頭ということになりましたので、差額の270頭分を今回補正をお願いしております。

15番(松川峰生君) 今、約600頭のイノシシ、別府にイノシシが出るところがあるのだな。今、後ろに先般議員が、「実相寺は出ないか」と言いますが、実相寺ではイノシシは見たことがないのですけれども、一般的にどの辺にそういうものがあるのか、実際に。(発言する者あり)山でしようけれども……。

農林水産課長(筑浜 直君) お答えいたします。

主に「中山間」と言われる内成それから天間等、城島といったところに畑あるいは水田がございますので、そこら辺に出ている状況でございます。

15番(松川峰生君) やはり自然破壊も影響しているのではないかと思います。よくテレビで、猿が地元に来て農作物を荒らすという状況で、山の中ではこれだけの動物が生活できない状況にあるのではないかなと思います。今後、そういうことを考えますと、だんだんふえてくると人間にも害を及ぼすことがあるのではないかなということでもありますので、事前にしっかりと検討して、そしてまた取り組みをしていただいて、またこれをこういうふうに御協力いただいている方がたくさんおられると思いますので、実際にやっている方の意見をしっかりと聞いて、どういう対策がいいのか、方策がいいのかということを検討しながら予算措置をしていただきたいと思います。一番心配することは、やはり人間に害がある。特に高齢者や子どもたちにとってはいけないなと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、先ほども堀本議員から出ましたけれども、42ページの中小企業特別支援策についてお伺いしたいと思います。

大変大きな額になっております。今、厳しい中、銀行金融関係の融資についても現実には厳しいところがあると思います。特に金融関係は大企業に対しては、厳しいとはいえ大企業を優先にして、中小企業にはその後になっているのですよ。大企業がたくさんお金を借りますと、中小企業が借りる枠が少なくなっております。よく「貸し渋り」、「貸しはがし」というのがありますけれども、私が聞くところによりますと、「貸しはがし」はないにしても「貸し渋り」。今までですと、一定の額を融資を受け、それを返済して途中で追加をする、それで融資を受けられた。しかし、今はなかなか追加融資ができない。前の枠があったつもりでも、なかなかそこまで枠が取れないというのが現状だろうと思います。

そこで今回、国の施策としてこの制度が出てきたことについて、先ほど課長の答弁から多くの方が、304件で253人の方が受けられたということで、効果が出ているのかなと思います。ただ、これからこの制度をしっかりと広く中小企業の方たち、またこれを必要とする方たちに啓発することが大事ではないかなと思いますけれども、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

商工課長（永井正之君） 御指摘、大変ありがとうございます。この制度は、昨年10月31日からスタートいたしまして、金融機関を通じまして、県・国と共同して各金融機関を通じて関係中小企業さんに連絡をとってございます。また市報にも掲載をいたしてございます。また、再度市報にも掲載をさせていただきながら知らしめていきたいというふうに思っております。

15番（松川峰生君） 1998年10月から2001年3月にかけて実施されたのですが、中小企業金融安定化特別保証制度をほうふつとさせるこの制度ではないかなと思います。今こういう大変厳しい状況の中、地方と都市の格差等があります。特にこの別府市は、零細企業の多い都市になります。今、年度末を控えて資金繰りの一番苦しい状況になってくるのではないかと、そう思っています。しっかりとそういう方たちの話を聞いて、この低利の利息を補てんするこういういい制度を、大いに活用していただきたいなと思っています。そのためにはこの内容を、銀行はどうしてもマニュアルにのっとってこの融資の話をしますけれども、ぜひ担当課もこの辺のところをしっかりと銀行の方たちと話をして、グレーゾーンのところがあれば何とかそれを融資に結びつけるよう努力をさせていただきたいなと思います。ぜひそういう形をお願いをして、この項の質問を終わります。

次に55ページ、11款2項1目0551、あわせて0570、一緒にお願ひしたいと思います。小学校就学援助奨励に要する経費が上がっていますけれども、この中身について教えてください。

学校教育課長（辻 修二郎君） お答えします。

この教育振興費、いわゆる小学校の要保護及び準要保護児童就学援助費でございますが、年度当初、この就学援助支給対象者数の見込みとして756名を見込んでおりました。これは、いわゆる昨年度の傾向というか実績からそういう人数をはじき出したわけですが、新入学の児童の対象者の見込みが17名多かったこと、そしてさらに学期途中で、いわゆる要保護等の申請等がありまして、例えば6年生の場合、修学旅行に、途中で9名多くなったというような費用が、そういう費用で小学校の場合74万4,000円の増額ということになりました。それから、中学校の場合も同じように、いわゆる要保護、準要保護の生徒数が、年度当初よりも見込み数として中学校の場合は26名の人数、生徒数がふえたというようなことで、全体的にいわゆる年度当初の予算額に対しまして、要保護、準要保護の数が、生徒数、児童数がふえたということで、こういう増額補正になります。

15番（松川峰生君） 今、課長の方からる説明をいただきました。やはりこれも今の日本の経済状況、日本の縮図の一端が出ているのではないかな、当然そういう形になっ

ているのではないかなという気がいたします。子どもたちがしっかりと授業に取り組まれるよう、また勉強ができる体制を支援するというのが最大の目的ではないかなと思いますけれども、これから予算的にもふえてくる状況がありますけれども、しっかりと詰めてスムーズにこれが運ぶようお願いしたいなと思います。

それから、今、中学生等の話も中身について聞きました。この件に中学生の方もやはり、小学生は6年間あるのですけれども、中学生はやはりもうすぐ、3年間という短い間、進学等で経済的な問題で、子どもがそっちの方向に心配することのないような取り組みをまたしていかなくてはいけないのではないかなと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

最後に60ページ、11款4目、同じく小学校の給食に要する経費、あわせて中学校の給食に要する経費の中身について、説明をしてください。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

今、学校教育課長が答弁されましたのと同じような考え方でありまして、就学援助の児童対象者が増加したということでありまして、当初、小学生を686名認定をしておりました。その小学生が41名ふえまして、中学校では432名組んでいたわけですけれども、45名ふえまして、全体で86名の増額ということになります。それで補正に計上させていただいたということでございます。

15番（松川峰生君） 今、平松課長から答弁いただきました。先ほどと同じようにこの辺につきましても、やはり経済的な問題、あわせて運動しているのではないかな、そう思います。ぜひしっかりと学校教育課とスポーツ振興課が連帯を持ってこの内容について、恐らく来年度、今言われていますけれども、この景気がもとに戻るといのは、なかなか本年度では厳しいものがある。長期予測にしても難しいものがある。一層厳しい状況になるのではないかなと思います。それを踏まえて、21年度もしっかりとした取り組みをしていただきたい。これは経済だけの問題ではなく、子どもたちの勉強の問題、それから今言った給食の問題、すべて含めて一緒になって教育委員会は取り組むべきではないかなと思いますので、あわせてお願いして、私の議案質疑を終わります。ありがとうございました。

9番（国実久夫君） 11款教育費、体育振興に要する経費400万についてお尋ねします。

その前に、市長に、おめでとうございます。野球部長をされている息子さんの、明豊高校が2年連続甲子園に、選抜に行かれるということはすごいことだと思っております。私は元高校球児で、鶴見丘で野球をしておりまして、明豊高校に対しては嫉妬とジェラシーを非常に感じております。それに……、余り関係ないのですけれども、スポーツ健康課長にこの400万について御説明をお願いいたします。

スポーツ健康課長（平松純二君） 議員さんから、400万円はどういうのかということで説明を求められましたので、これまで甲子園に出場した高校生に対して補助金を出してきた過去の交付状況と一緒に、説明をさせていただきたいと思います。

昭和59年に別府商業高校が夏の甲子園大会に初出場したときに、補助金1,000万円を出しました。平成元年の選抜大会に羽室台高校が出場したときには700万円、平成13年と16年の夏の甲子園、このときには明豊高校が出場したわけです。それぞれ1,000万を出しているということでありまして。

このように補助金額がその都度決められたということで、議会や他のスポーツ団体から多くの指摘がございました。その要望の中に、他のスポーツとの整合性を図ること、それと補助金額の見直しを含めて整理をなさい、また行革の聖域とならないようにやりなさい、こういうことを言われましたので、これらを踏まえながら検討して、平成17年7月

1日に「別府市高等学校野球全国大会出場補助金交付要綱」、こういうものを定めてきたところです。この要綱では、補助対象は出場選手と監督に、補助対象経費は必要な物品の購入と交通費等、それと補助金額は、出場すれば500万、3回戦以上勝ち進めば300万を加算して、最高上限が800万ですと、こういうことにいたしました。この要綱によって、平成17年の夏の甲子園に青山高校が出場したわけであります。また明豊高校が出場して、昨年、明豊高校が春の選抜に出場して、それぞれ500万円の補助を交付してきたところです。

しかし、依然として、なぜ高校野球だけが突出しているのか、こういう点に対して、全国大会に出場する場合、高校野球では500万円、他のバレーとかサッカーとか、そういう団体競技が全国大会に行っても、別府市スポーツ奨励金の5万円だけで、100倍の差があるのではないかと、こういうことがありまして、教育の平等とかいう観点から、教育委員会としても大きな問題となっております。そこで教育委員会としては、教育の原点に立ち返って、すべてのスポーツに公平になるように新たな交付要綱を設定するために、別府市スポーツ振興審議会で協議をいたしまして、最終的に修正すべき点を……（発言する者あり）3点ほど提案いただきました、3点です。それで、教育という立場から考えれば、高校野球だけが突出しているのは問題がある、公平・平等という原則から、ほかのスポーツの整合性を図るべきだ、これが1点あります。それで、現在の支出金額を減額すべきだと。3点目に、勝ち進めば1試合ごとに追加すべきだ、こういう提案をいただきました。この結果、これまでの補助金要綱を廃止して、別府市のスポーツ全国大会出場の児童・生徒の応援に要する交通費補助金交付要綱ということで、昨年11月25日の定例教育委員会にて承認をいただいて、12月1日に告示をしたところです。

ちょっと説明をさせていただきます。（「いいのだ、質問に答えなさい」、その他発言する者あり）そういうことで、これからこの要綱によってやっていくわけでありませうけれども、まず補助金の交付対象者は、地区予選や選考会を経て全国大会に出場する学校と、その関係者で組織する団体ということにいたしました。次に補助条件としては、補助金はスポーツの応援という教育的効果を考え、出場するスポーツクラブに参加する児童・生徒を除いて、学校の児童・生徒30人以上が応援に行けばその児童・生徒に補助するのだ、こういうことでいたしました。また、補助対象となる経費と補助金額については、応援に行く児童・生徒の交通費に限定して、大会会場までの1往復の交通費の2分の1補助して、金額を上限100万円にさせていただいたところです。

今回、春の選抜大会で明豊が行くわけでありますから、もうすでに補助金申請書を提出させていただいておりますけれども、3月13日に組み合わせ抽選会が行われます。それで現在わかる範囲で、組み合わせでいけば優勝戦まで5試合、こういうふうになっております。今年度4試合、新年度に1試合ということになりますから、（発言する者あり）今年度の4試合分の400万円の交通費を計上させていただいたところであります。（発言する者あり）

9番（国実久夫君） 私は、明豊高校の関係者にお会いしまして、「甲子園出場おめでとうございます。前年と同じように500万が出るものとして用意しているのではないですか」と言われると、「いやいや、ことしから100万に下がりました」と。「えっ」と。それが12月1日付の要綱で決まったと。また、「えっ」と、びっくりすることばかりなのですよ。また、私は高校球児、また議員として我々の知らないところでこうやって決まっていく……（「議会で説明があつたらう」と呼ぶ者あり）いや、いいのです。要綱というのはどういう位置づけか、総務部長、説明をお願いします。（「教育委員会だらう」と呼ぶ者あり）

議長（山本一成君） 教育委員会の所管だらう。

教育次長（安波照夫君） 要綱の位置づけということでありませぬけれども、要綱、規則というものにつきましては、当然行政的には法令、法律がありまして、それを受けながら各種の条例が定められる。その事業を遂行するために、細かな細則を定めたものが要綱だろうというふうに認識をしております。

9番（国実久夫君） そこで市長、私は条例を見まして、補助金規程も見ました。いろいろこの決定する段階で、議論がされると思うのですよ。しかし、平等の精神が本当に平等かというのは、なかなかわからないところがあると思うのですよ。甲子園というメジャー、メディアの報道、そして観光都市に生きる地域によってそれぞれいろいろな考え方があって、どこを基準に、何を基準に平等と言われるのか。教育的には確かにあらゆるスポーツは平等であると言葉では言っても、現実にはメジャーもあればマイナーもあるわけなのです。

そこで、甲子園というそのメディア、全国放送であるNHKが別府も湯けむりも映してくれるかもわからない、あらゆる宣伝をしてくれるかもわからない。例えばONSENツーリズム課が別府の湯けむりを宣伝するとする、あの30秒近くのスポットで広告費を払うとすれば、どのくらい費用がかかると思われますか。

ONSENツーリズム部長（阿南俊晴君） お答えいたします。

テレビのコマーシャル料ということですが、このテレビのコマーシャル料につきましては、なかなか一概に幾らという部分はありません。これは時間帯等、昼、夜、また深夜と変わってきます。全国放映、民法の全国放映につきましては番組料ですね、全部買い取る、そういう中で何回というふうに決まっているようでございます。これを30秒のコマーシャルに置きかえたとした場合には約1,500万でございます。また地方局でスポーツ番組等をして、これを全国に配信するという場合は、30秒間で約800万というふうに聞いております。ただ、これが実際の販売価格になるかどうかというのは、またこれは相手によって金額には差があるということで、これは一つの基準ということでございます。

9番（国実久夫君） 別府の高校野球、5校ある中で全校が甲子園に出場しております。先ほど平松課長の言われました別商で1,000万、青校で700万等々の議案がありまして、昨年も500万。それで議会が議決して何か問題点がありましたでしょうか。

教育次長（安波照夫君） 先ほどスポーツ健康課長が答弁しましたように、その都度の年度、その都度の状況によって金額がばらばらであるのはいかなるものかなというようなものがありましたので、要綱を定めてやったわけでございますけれども、その要綱につきましても、今回、スポーツ審議会等からの御指摘がございましたので、その要綱も今回見直したという形の要綱になっております。どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

9番（国実久夫君） 理解はしていますけれども、その当時、議員がそれぞれ賛成多数で通ってきたことについては、本来、議員がそれぞれ判断して正しいと思って起立採決して議決、議案が上がってきまして、通って執行された。それがこういう細切れな、勝ったらまた100万、勝ったら100万。何か我々、本当、元高校球児として何に使おうが、勝って甲子園に行ったら寄附も集まって、ボールもよくなり、後々立派な整備ができて云々、頑張ろうではないかと死に物狂いで頑張ってきた。今も明豊高校も頑張っているのだと思うのですよ。その頑張っている生徒に対して、「決勝まで行け」、「頑張れ」等々言いながら、補助金は100万、100万。何か世知辛い世の中になったのかなと痛感する次第であります。

決まったものは決まったことだし、私は総文の委員会ではありませんので、最終的には総文の委員会にゆだねる部分なのですけれども、できれば市長、1,000万、700万、

500万、100万。上乘せの500万でありまして、1回戦で負けて帰っても延長15回、別府は最後まで戦ったというスポーツの感動を与える場面もあるかもしれません。どうかその当時の市長の判断で1,000万、700万、500万とか出たと思うのですよ。それはあくまでも四角四面ではない、祝儀的な部分であり、公益性なんか言いましても、観光の部分で目に見えない部分があり、公益性というのはファジーであります。どうか市長の英断でもって500万を250万にするとか半分にするとか、その補助金規程で何とかなってほしいなと要望いたしまして、議案質疑を終わります。

議長（山本一成君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

あす2月28日から3月4日までの5日間は、休日及び委員会審査のため本会議を休会とし、次の本会議は3月5日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時52分 散会